

公正取引委員会からの申し入れを受けての対応について

2023年3月30日

電気事業連合会

本日、公正取引委員会より、独占禁止法違反行為と同様の行為又は独占禁止法違反につながる情報交換が行われないよう、弊会会員各社、役員及び事務局職員に対し周知徹底するよう申し入れがあり、弊会会員各社への周知徹底等を行っております。

(本日、お知らせ済み)

弊会としては、本委員会からの申し入れに真摯に対応し、以下の取り組みを進めていくことといたしました。今後さらに、独占禁止法遵守と競争条件の公平性・透明性の確保を前提とした業務運営を徹底してまいります。

【具体的実施事項】

① 事実を把握するための調査

以下の内容について、実施方法の詳細を決定次第、速やかに実施する。

- ・ 今回違反行為を行ったとされた各社[※]に対するヒアリングを実施
※中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社の6社
- ・ 上記各社の関係者及び電事連職員への、情報共有等に係るアンケートを実施

② 当該調査を踏まえた今後の対応

調査結果によって判明した事実に基づき、必要な事項を洗い出し、行動規範に規定するとともに、各社および弊会の業務運営に反映する。

以 上